

死因究明等推進計画の推進状況(令和2年3月末現在)

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- 協議会** ・令和2年3月末において、38都道府県に死因究明等推進協議会が設置
・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の財政支援を実施
- 災害** ・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

- 大学** ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を要請
・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備のため、国公立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金を通じて支援

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- 検視官**
鑑識官 ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
- 検案医** ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施
・厚生労働省において、令和元年度中、日本医師会に委託して「死体検案研修会(基礎)」を10月に東京で実施(修了者176名)し、また、「死体検案研修会(上級)」を東京(9月・1月)、福岡(10月・12月)でそれぞれ実施(修了者計86名)
- CT等** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例を検証
・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を令和元年11月、東京で実施(修了者99名)
・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を作成・掲載
・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- 臨場率** ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、令和元年中における検視官の臨場率が81.3%に向上
- 解剖** ・令和元年中、司法解剖8,243体、死因・身元調査法に基づく解剖3,167体、その他の解剖(監察医による解剖・遺族の承諾による解剖)7,913体を実施
(警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く)
- 鑑識官** ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を61の海上保安部署に配備

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- 支援** ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施
- 研究** ・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」を推進

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- 薬毒物**
CT ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進
・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築
- 科捜研** ・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- DNA** ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始
- 歯科** ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- 通報** ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係行政機関に通報
- 遺族説明** ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧な説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

死因究明等推進基本法に基づく死因究明等推進計画の策定

令和元年
6月12日

基本法公布

<基本法の定め>

- ・厚生労働大臣を本部長とする死因究明等推進本部を設置
- ・本部において死因究明等推進計画の案を作成

令和2年
4月 1日

基本法施行

- ・内閣府から厚生労働省に省庁間取りまとめ機能が移管
- ・厚生労働省医政局に死因究明等企画調査室が設置

6月15日
～25日
(持ち回り開催)

第1回 死因究明等推進本部
・検討会の設置

死因究明等推進計画検討会
(1ヶ月半に1回程度)

国民からの意見聴取

令和3年
4月頃(予定)

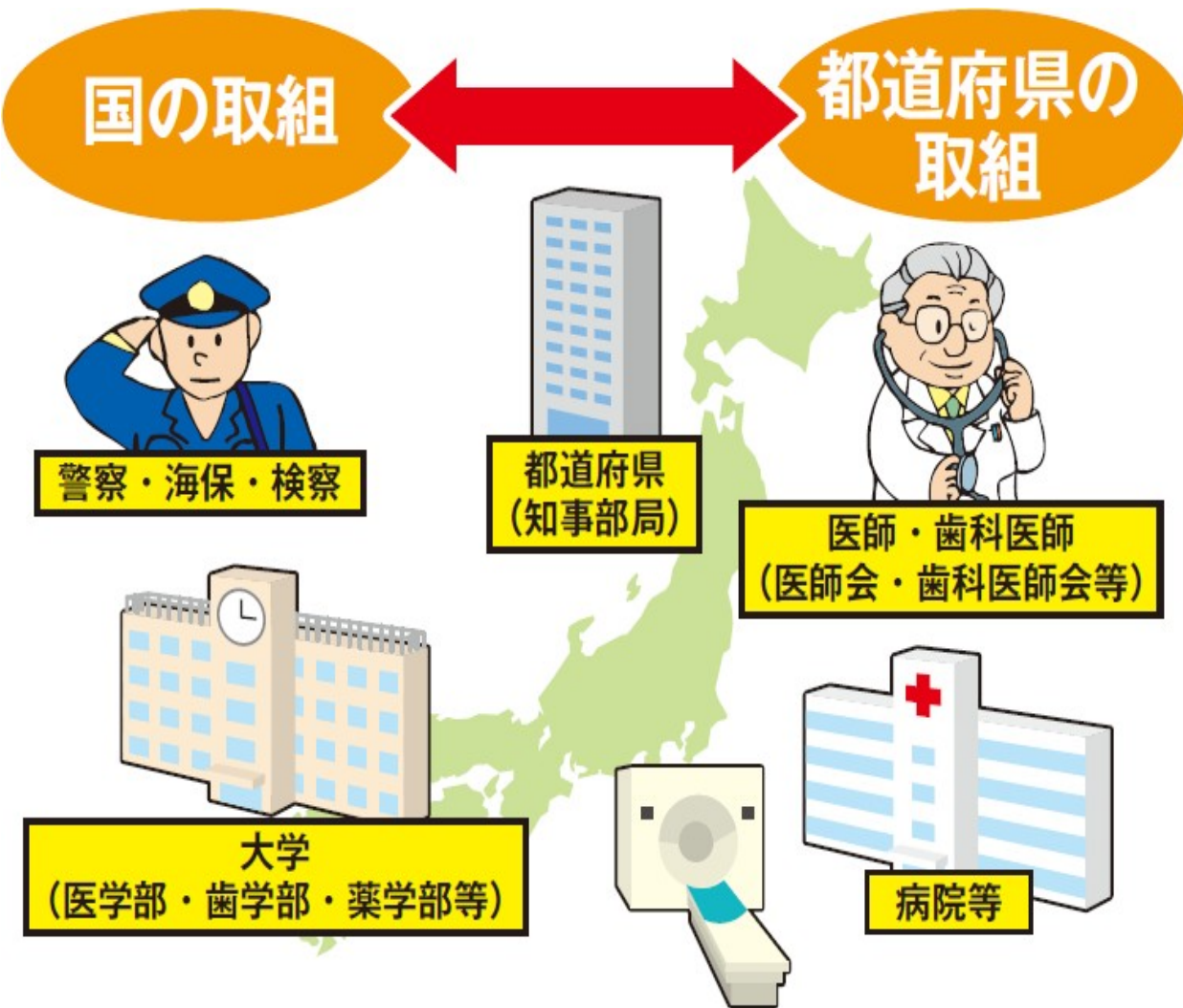
死因究明等推進本部
・推進計画の案の取りまとめ

推進計画(案)

死因究明等推進計画 閣議決定

死因究明等推進協議会

38都道府県で開催



愛媛県	北海道	大阪府
福岡県	福井県	鳥取県
東京都	三重県	長野県
滋賀県	千葉県	大分県
新潟県	山口県	山形県
秋田県	愛知県	沖縄県
岡山県	佐賀県	福島県
茨城県	広島県	長崎県
高知県	徳島県	神奈川県
静岡県	石川県	京都府
兵庫県	富山県	香川県
岐阜県	群馬県	山梨県
埼玉県	栃木県	

令和2年度 死因究明等体制の推進に向けた支援(概要)

令和2年度予算額(令和元年度予算額)
216,025千円(215,892千円)

○異状死死因究明支援事業

107,544千円(107,506千円)

異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。
また、死因究明等推進計画に基づき、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証する。

○異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

40,759千円(40,664千円)

死因究明等推進計画に基づき、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していくため、異状死死因究明支援事業等を通じて得られた解剖や死亡時画像診断の事例について、収集・分析を行う。

○死体検案講習会費

19,526千円(19,526千円)

検案業務に従事する機会の多い一般臨床医、警察医を対象に、検案能力向上を目的とする講習会を開催する。死因究明等推進計画に基づき、平成26年度から日本医師会に委託している「死体検案講習会」について、引き続き、内容を充実させ全国で複数回開催する。

○死亡時画像読影技術等向上研修

11,234千円(11,234千円)

死亡時画像についての放射線科医師の読影技術、診療放射線技師の撮影技術等の向上を図るための研修を実施する。
また、死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

○死体検案医を対象とした死体検案相談事業

36,498千円(36,498千円)

監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制構築経費に対する支援を行う。

○死亡時画像診断システム等整備事業

死亡時画像診断および死体解剖の実施に必要な医療機器整備及び施設整備について財政支援を行う。
(医療施設等設備整備費補助金(令和2年度概算要求額25億円)、医療施設等施設整備費補助金(令和2年度概算要求額28億円)の内数)

○監察医制度の在り方に関する検討会経費

464千円(464千円)

死因究明等推進計画を踏まえ、監察医の在り方を検討する。

異状死死因究明支援事業

令和2年度予算額
107,544千円 (107,506千円)

目的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政支援を行う。(ただし、「警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第六条の規定に基づき実施する解剖等を除く。)

事業内容

- ① 法医学教室との連携等による独自の行政解剖実施
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断
- ③ 地方公共団体が設置する協議会に関係機関・団体等の参加を行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、死因究明の体制づくりを推進。

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

令和2年度予算額 40,759千円(40,664千円)

- 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にともない、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。
- ※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡))。
 - ・集団を対象とすること
 - ・傾向の変化を迅速に把握すること
 - ・集団への介入を行うこと

(参考) 統計法(平成19年法律第53号)
 第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。
 一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合
 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

- ① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化
 - 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析

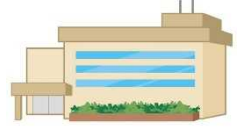
異状死死因究明支援事業のデータ
(解剖・死亡時画像診断実施例の情報)

登録システム等

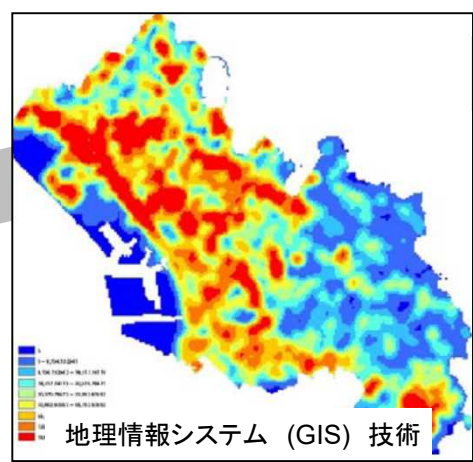
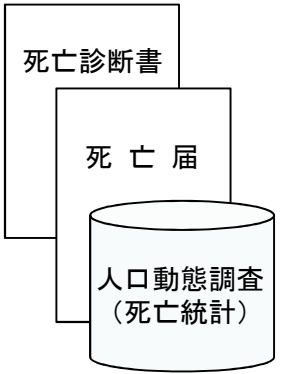


【情報提供】
 死因情報を地理的に解析し、地域における予防可能な死の傾向に関する情報を提供

関係省庁・部局
都道府県等



- ② 「全ての死」を網羅的に把握・分析
 - 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)

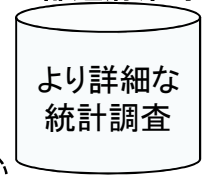


データ検証

情報提供

名簿
 1. 氏名
 2. 死因
 3. 保健所コード

関係省庁・部局
都道府県等



【より詳細な統計調査への協力】
 統計を作成するための調査に係る名簿を作成し提供

死体検案講習会(日本医師会へ委託)

令和2年度予算額 19,526千円(令和元年度予算額19,526千円)

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

【これまでの課題】

平成25年4月から死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクリーニング(実習)を受けて症例報告

修了

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。

【具体的な取組み】

- 平成26年度以降
 - ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で実施(平成25年度までは全国1箇所のみ)
 - ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

死亡時画像読影技術等向上研修(日本医師会へ委託)

令和2年度予算額 11,234千円 (令和元年度予算額11,234千円)

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

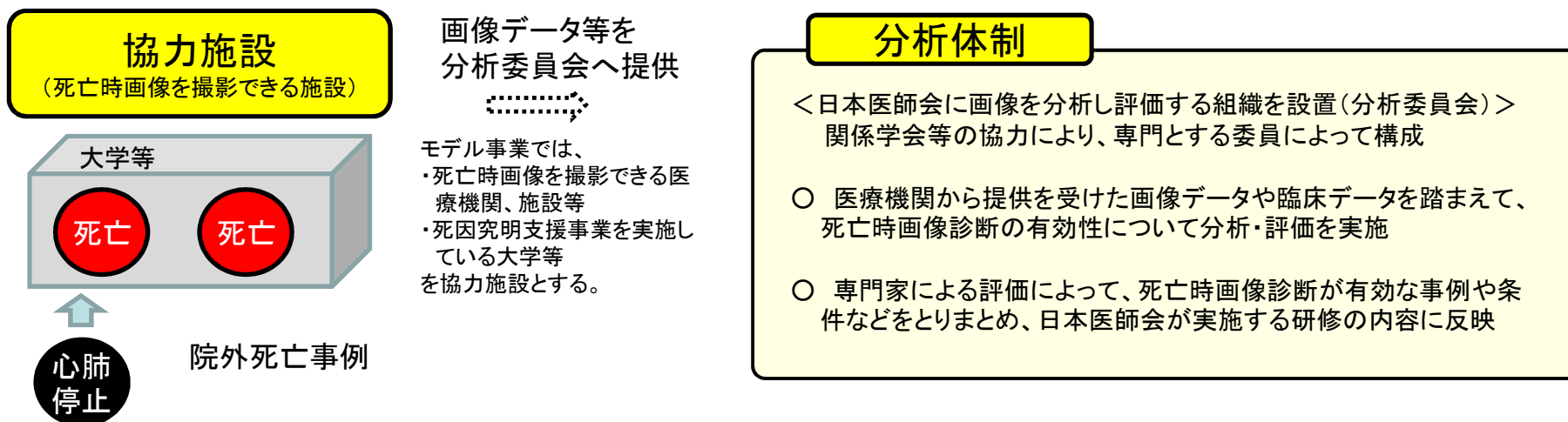
(開催回数) 年3回(医師1回、診療放射線技師2回) (受講期間)2日間

(受講者定数) 約150人 ※平成30年度受講者数195人(医師139名、診療放射線技師56名)

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、検証結果を踏まえ、検案する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考)死亡時画像診断モデル事業のイメージ



死体検案医を対象とした死体検案相談事業

令和2年度予算額36,498千円(36,498千円)

- 監察医制度のない地域では、死体検案医(多くは臨床医学を専門としている警察協力医)が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画(平成26年)においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医(法医学を専門とする医師)に相談できる体制が必要。



- 死因診断の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因診断が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

子どもの死因究明 (Child Death Review) 体制整備モデル事業【新規】

(令和元年度予算) (令和2年度予算)
0百万円 → 59百万円

- 子どもの死因究明 (Child Death Review (以下「CDR」という。)) は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家 (医療機関、警察、消防、行政関係者等) が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、2年後のCDRの制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県 (全国で5箇所程度を想定) ※中核を担う医療関係団体等 (医師会、医療機関への委託も可)

■補助単価 (案)：11,883千円 ■補助率 (案)：国10/10

■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報 (医学的死因、社会的要因) を関係機関から収集し、標準化したフォーマット (死亡調査票：厚労科研事業で作成中) に記録。

○多機関検証委員会 (政策提言委員会)：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット (死亡検証結果表) に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>

